

登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部改正について

平成19年2月
海技資格課**I. 背景**

船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船舶職員（船長・機関長等）として船舶に乗り組ませるべき者の資格及び小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格等を定めることによって、船舶の航行の安全を図ることを目的としたものです。これらの船舶職員として船舶に乗り組むためには、海技士の資格が必要となっており、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則においては、資格取得のための海技士国家試験における筆記試験が免除となる船舶職員養成施設に関する登録の基準等が定められています。

今般、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則において、六級海技士（航海）に係る登録船舶職員養成施設を新設することの検討に併せて、登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成16年国土交通省告示第166号）において、当該養成施設の履修内容や修業期間等を定めることを検討しています。

II. 概要

六級海技士（航海）第一種養成施設（国が設置する学校又は独立行政法人であること。）の教育内容の基準等は次のとおりとします。

- ① 修業期間は「3月以上」とします。
- ② 入学要件は「高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者であること」とします。
- ③ 必要履修科目等は次のとおりとします。
 - 「航海に関する科目」2単位以上
 - 「運用に関する科目」3単位以上
 - 「法規に関する科目」2単位以上
- ④ 教員の数は次のとおりとします。

次により算出した数（その数が二人未満であるときは二人）以上であること。

$$(\text{一修業期間に入学する者に係る学級数} \times 9) \div 18$$

III. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成19年3月下旬
施	行	平成19年4月1日